

令和4年9月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年9月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年9月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年9月20日(火) 午前9時30分～午前10時35分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
主 任 中山 弘美
主 任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 令和5年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について
2. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第54号 農用地利用集積計画の決定について
議案第55号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和4年9月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さんおはようございます。ただ今から令和4年9月の定例総会を開始いたします。それでは、総会の開会に先立ち、本日配布しています資料の確認をお願いいたします。まず、①総会の次第（裏面に前回の定例農家相談開催結果と次回の日程）です。②農政情報9月号、③普及センターだより、④図書目録2022年度No.2です。それでは、活動記録をお出しください。本日の総会出席も忘れずにお隣と確認しながら記載をお願いいたします。携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただ今から9月定例総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。台風14号が九州へ上陸して日本列島綺麗に縦断をする形になりました。各地で大雨とか風の被害とかありまして、香川県でもゆうべ強い風が吹きましたが、このぐらいで済んでよかったと思います。何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。それから、皆さんに紙をお配りしたのですが、先月28日に、農地利用最適化の推進に関する意見書を事前に知事宛に提出していますが、農政水産部長、次長、農政水産部の各課長にご出席いただいて、農業会議は会長以下役員が出席して、意見交換をしました。次のような発言をしました。1年に一度の貴重な機会ですので、一言、現場の実態と要望を申し上げたいと思います。4年前に丸亀市では全農家を対象に実態調査をしました。あと何年農業を続けられますかとの問いに、あと5年と答えた人が30%、あと10年と答えた人が60%もあります。しかし、あれから4年がたちましたが、この間30%近く、離農したとは思いません。皆さん、老骨に鞭打っては、ちょっと字が違っていますが、頑張っているのだらうと思います。でも少し先延ばしになっているだけで安心はできません。先日、地域内を巡回していると、おばあさんが草刈りを始めようとしていました。横を見ると高齢者が乗る電動四輪車があります。これに乗って草刈りに来たのかとびっくりしました。多分皆さんに迷惑をかけないようにとの思いで、農地を守り、草刈りをしているのだらうと思います。また、ある会合で聞きました。年を取ると力がなくなって草刈機のエンジンがかからなくなった。息子が仕事に出るときにエンジンをかけてもらって、草刈をしているという話でした。私たちの近い将来を暗示しているようにも思いました。もう一つ、私の地域の池や水利の管理についてですが、小さな水利組合で10ヘクタールあまり受益面積で7つのため池を持っています。耐震工事も行いました。でも高齢化と女性だけというところがだんだんと増えてきて、共同作業に出られない農家が毎年増えています。役員のなり手もいなくて困っています。このままでは、池の維持管理も難しくなってきます。これが農業・農村の実態です。農業・農村の危機はそこまで迫っています。国や県は集落営農法人を推奨し推し進めてきましたが、法人の収入のほとんどが補助金で成り立っています。そして大半の法人の構成員が高齢化し、後継者問題で悩んでいます。大規模化、法人化、担い手への農地の集積は、この辺で卒業してはいかがでしょうか。木を

見て森を見ずとのことわざがありますが、農業・農村を支えてきたのは小規模家族経営農家です。今も農業・農村を支えているのは、多くの家族経営農家です。現在頑張っておられる農家が辞めなくて済むような施策をぜひ考えていただきたいとお願いいたします。もう一つは、今何が起こるかわからない時代です。地球温暖化による、文字が違っておりますが、洪水や干ばつ、世界の政情不安などにより、食糧危機が言われています。食料自給率38%の日本も対岸の火事ではありません。食料自給率の向上はかかせません。自給率の向上は、農業者の努力だけでは不可能です。消費者の理解と協力がなくては実現できません。消費者への食料・農業の大切さ、地産地消の大切さをしっかり広報・啓蒙し、もっと積極的に活動をしていただくようお願いいたしますという発言をしました。農政水産部長は小さな農家が頑張っているのを守らなくてはいけないのはわかるが、県の財政ではどうしようもないという答えでした。それからもう一つ、今月15日、松下委員の友の会という団体が毎月学習会をしているということで、食料と農業・農村、農地の大切さについて消費者が考えていかなければならない問題だという話をしてきました。

それでは議事を進めます。本日の出席委員は16人で、全ての方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、13番谷本委員と14番登倉委員にお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題として、議題1「令和5年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について」、議題2その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「令和5年度農地等利用の最適化の推進に関する意見」について、説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前にお送りしています「令和5年度丸亀市農地等利用の最適化推進に関する意見」という資料をご覧ください。7月の総会では、県への改善意見の提出について、報告いたしましたが、今回は丸亀市に対する意見として、皆様からいただいた意見をもとに、今回もいくつか事務局の意見も入れさせていただきましたが、9月8日の役員会において協議し、この通り案を取りまとめました。この意見書は、本日ご承認いただけましたら、来月、市長及び市議会議長に提出する予定です。例によって、農業委員会の3大業務とその他の計4項目に分けていますが、内容につきまして、読み上げと簡単な説明をいたします。表紙をめくっていただいて、1ページ目、前書きの部分は時間の関係で割愛いたします。2ページ目の1「担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について」ということです。令和4年5月に基盤法等の一括法が成立し、「人・農地プラン」については、市が策定する「地域計画」の一つとして位置付けられた。これに伴い、農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する目標地図を作成するにあたって、農業委員会を出して・受け手等の情報を収集し、目標地図の原案を作成することになったと。「地域計画」が地域の農業者の意向を反映したマスタープランとなるため、関係農業機関がワンチームと

なった体制を構築し、取り組む必要がある。そういうことで、以下2点を要望いたします。(1)目標地図の原案作成にあたっては、「地域計画」を作成する市が各関係農業機関と協議のもと、令和5年度からの具体的な工程表を示すとともに、完遂に向けた進行管理を行うこと。(2)担い手等の効率的営農を促進し、規模拡大余力を生み出すため、農地の出し手・受け手への手厚い助成を講じる等、集約化を加速度的に推進されたいということです。(1)の地域計画策定につきましては、農業会議への改善意見にも入れていましたが、農業委員会は今後10年先を見据え、その農地を誰が耕作していくのか、一筆ごとに耕作者を貼り付けた農地利用の目標地図の原案を作成するという役割が課せられています。出し手・受け手の意向把握については、2年前に個人農家に対して行いましたが、法人経営体については未調査ですので、購入しましたタブレット端末を用いて、委員の皆様をお願いすることになるかと思えます。この「地域計画」は、令和5年度から2年以内に市が作成するということになっていますので、市が中心となってロードマップを作成し、関係機関と十分協議の上、進めていただきたいというものです。(2)につきましては、担い手等が効率的営農を行うため、分散錯圃を解消し、集約化を重点的に取り組んでいくということで、農地集積支援事業補助金や集積協力金などの助成のさらなる拡充をお願いしたいというものです。

3ページをお開きください。

2「遊休農地等の発生防止・解消について」です。高齢化、後継者不足等により、農地の貸し出しを希望する相談が相次いでいる。今後は、農地機構を軸とし、集約化に重点を置いた貸借を促進することである。農業委員会は、これまで以上に機構と連携し、貸借の働きかけを行っていく所存だが、機構が借り受けできない農地の扱いに苦慮しているところである。一方で、集積・集約化の対象外農地については、維持管理に比較的手間のかからない粗放的管理方法はないか検討が必要である。ということで、以下2点を要望いたします。(1)機構が借り受けを断った農地を借り受けた耕作者に何か助成ができないか検討されたい。(2)農地利用が困難な農地については、耕作できなくても雑草を生やさないため、防草シートの購入補助や景観形成作物種子の提供について、要件の緩和並びに周知の徹底に努められたいということです。(1)については、今後さらに増えていくと思われる、進入路が狭い、狭小で不整形など条件の悪い農地、かなりの確率で荒廃化が進むのではないかと危惧される農地を耕作していただける借り手に何か助成ができないかというものです。(2)については、農業会議に改善意見として提出いたしましたが、今後も農業利用が見込めない農地の手間のかからない管理法として、防草シートの購入補助、県の事業では面積要件があるようですが、その緩和措置を求めるもの、そして景観形成作物の種子の提供については、多面的支払交付金事業で実施しているようですので、もっと周知し活用を図れないかというものです。

4ページをお開きください。

3「農業への新規参入等の促進について」です。農業・農村の一番の課題は、少子高齢化による担い手、

後継者不足である。規模拡大や法人化一辺倒の支援策だけでは限界があり、農地は守り切れない。農業従事者不足を解消するため、多様な新規就農の促進と定着を図り、多くの農業を担う者を育成、確保することは喫緊の課題であるが、後継者が就農しやすい環境にある、小規模家族農家に対しては、定年後の就農希望者等が就農後も安定した営農が継続できるような市独自の就農支援の強化・充実を図り、地域総がかりで地域の農業・農地を持続的に維持していく必要がある。そこで、以下の1点を要望します。親元就農者に対して、新規就農で受けられる支援策の充実を図り、積極的な活用を通じて新規参入の促進を図ること。多様な新規就農の形態がありますが、これから新規で農業をやろうという人がどんどん出てくる状況にはなく、また、定着していくのが難しいのではないかと思います。親元就農については、農機具や営農知識・技術など、ハード・ソフト両面で、経営継承の条件が整っていることから、こういった親元就農者に対する支援の充実を図り小規模農家をこれ以上減らさないような取り組みを求めるものです。

5ページをお開きください。

4その他として、丸亀市の農業を将来に渡り維持・発展させるため、様々な障害の克服や新たな試みが必要になる。そこで、以下4点を要望いたします。(1)「農業振興地域整備計画」の見直しについては、本市農業を取り巻く情勢の変化に応じた農用地利用計画となるよう検討されたい。「農業振興地域整備計画」については、概ね5年に1度見直すこととされていますが、令和5年度はその見直しの年に当たります。特に、農用地区域は、農業生産の基盤となる区域として、基盤整備事業や国の補助事業等を集中的かつ計画的に実施することとされ、また、原則農地転用ができないなど「守るべき農地」として位置付けられています。優良な農地の確保と保全、そして有効利用を図り、本市の農業振興を図るため、効率的な計画のみ見直しを求めるものです。(2) 米の転作助成の柱である「水田活用交付金」の見直しをめぐっては、個々の農業経営だけでなく、地域営農の存続を揺るがしかねない問題であると認識している。国は運用を通して課題を把握・検証していくとのことだが、慎重な検討を強く要請されたい。今後5年間一度も水稻を作付けしない農地は、畑作が定着したとみなして2027年以降、交付金の対象から外す。主食用米の大幅な需要減少に対し、転作を強化しているなかで非常に矛盾を感じる見直しとなっている。いわゆる「5年ルール」導入で、担い手等の離農を招き、耕作放棄地の増加が懸念される。今後、新たな転作助成金を創設するなど、慎重な検討を関係機関とともに強く要請されたい。(3) 日本の農業は、過度な貿易自由化による農産物価格の低迷により、高齢化、担い手不足等農業基盤の脆弱化が進んでいる。農村社会の過疎化を招く大規模化・法人化偏重の農政を転換し、小規模家族農業が経営を続けられる支援を強化されたい。(4) 低迷する日本の食料自給率向上のために、食料安全保障の観点から、価格が高くても国産品を愛用するという消費者の意識改革に取り組む等、食料・農業を国民全体の問題として強力な広報活動を行うこと。(3)、(4)については、農業会議に提出した意見にも取り入れていましたが、市に対してもその実現の取り組みをお願いしたいと思います。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。補足しますが、5ページ(2)「水田活用交付金」5年ルールの見直しというのがあります。これも、農政水産部長に農業会議から申し入れをしまして、部長として県の考え方の説明がありましたが、5年ルールは、以前から決められていた。それを今度明確にただけですから、ここを突くことは藪蛇になりかねないので、県としては、要望はしない。ただ、畑地化した分については、先ほど言った通年交付金に代わるような、新たな助成金の制度を作るよう要望していきたいとの回答がありました。ここでも、口頭での説明にしておきたいと思います。それと、お聞きしたいのですが、4の(1)の「本市農業を取り巻く情勢の変化に応じた」がよく分からないのですが、もう少し具体的に教えてください。

●事務局次長（大西良明君） 農業振興地域の策定については、農林水産課農政担当が本来でしたら、農家に事前にアンケートをとって、基礎調査をして、そういった意向を反映して守っていきこうという農地と一般的な農業振興地域、また用途区域に分けたゾーニングをしていくわけですが、そういった農業者の意見を本来でしたら取り入れて、この地域は具体的に農業するというので、整備事業や補助事業を集中的に取り組んでいただく、そういったゾーニングをきちっとしていただいたらいかかという表現です。

●会長（松岡繁君） はい、わかりました。他にありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 種子の提供について、景観作物のコスモスの作付けをしたいという農家の希望もありますが、土地改良では一定枠しかなくて種子量の確保ができないと聞いています。申請時点でそういうことになっていたと思うのですが、丸亀市独自に種子の提供をお願いしたい。レンゲ祭りも各地域でしていると思うのですが、これもほとんど、土地改良の「多面的支払交付金」でもらっているの、丸亀市独自に種子を提供できるようにお願いします。以上です。

●会長（松岡繁君） 私も同感です。「多面的支払交付金」で取り組んでいますけれど、やっぱり一般の農家にまで提供できないので、県が財政措置をしてくれたら助かると思っています。それから、防草シートの購入補助についても、農政水産部長が一定の農地がまとまると補助制度があるので活用してくれという説明をしていました。ほとんどの人が知らないですから、この辺もPRしていくことが必要だと思っています。他にありませんか。10月20日市長のときは持ち時間何分。

●事務局次長（小西裕幸君） 市長にお願いしていますのが、会議の終了後の午前11時から30分間でお願ひしています。

●会長（松岡繁君） 特にご意見もないようですので、この件については異議のないものとします。なお、この意見書については、10月20日に、市長、市議会議長に提出いたします。市長に提出する時には、農業委員にも、昨年同様、同席していただきます。全体の時間が30分で非常に短いので、私から簡単に説明して、皆さんから具体的に提言をお願いします。議長につきましては、私と副会長の3人で提出します。それでは、

議題2その他で、何かありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」を報告してください。

●事務局長（小西裕幸君） 次第の裏をご覧ください。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、8月29日月曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は9月5日月曜日、宮武副会長で、綾歌市民総合センター開催分は9月12日月曜日、松岡正雄委員でそれぞれ午前9時から11時までに行い、本庁開催時と綾歌市民総合センター開催時にそれぞれ1件の相談がありました。本庁開催時の相談内容は、隣接する農地の雑草・雑木の管理指導についてでした。相談者の農地の隣で雑草と雑木が茂っている農地があり、その農地へ入るのには細い3尺道しかなく、その農地の持ち主は宇多津町に住んでいるそうです。相談者は隣の農地で水稻を栽培していて、雑草が伸び、カメムシなどの害虫の心配があり、また、長い間耕作されていないので、雑木も大きくなっているそうです。農地所有者は親類にあたるそうですが、委員会から指導をお願いしますとの相談でした。今回、話がありました農地は農地利用状況調査で、委員の調査結果が接道なく雑木が多数生え、再生不可能との調査結果になっていました。このことから、今後は農地所有者に意向調査を行い、今後の耕作・管理等の方針を出していただき、その意向に基づき適切に行われているか監視していくことになるとお話いたしました。次に、綾歌市民総合センターでの相談ですが、こちらは農地の管理や貸借についてでした。相談者は高松に住んでいまして、これまでは父親が農業をしていましたが、高齢になり、数年前から農業ができなくなりました。農地は6反ほどあり、面積の大きな2枚は地元法人に貸していますが、他の5枚は耕作ができていません。また、トラクターなどは税金がかかるので処分していて、相談者は農地の場所も十分に分からないそうです。このような状況で、誰かに貸したい、できれば売却したいとの相談でありました。まず、地図で農地の位置を確認し、雑草の草刈りについてはシルバー人材センターを紹介しました。また、農地の貸借については、既に2筆貸し出している地元の農業法人に相談することを勧めました。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は9月27日火曜日、大林副会長、市役所本庁開催分は10月5日水曜日、尾野委員、綾歌市民総合センター開催分は10月11日火曜日、松岡会長の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、次に移ります。その他で報告事項はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他ではありません。

●会長（松岡繁君） 続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題として、

議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第55号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） はい。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひします。議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、三条町・・・面積360.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、リハビリ用畑作地として使用する譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、飯山町西坂元・・・面積985.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経費規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。なお、この案件は報告第19号3番に関連します。

3番、飯山町東坂元・・・面積748.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、世帯内生前贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、飯山町東坂元・・・面積713.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、世帯内生前贈与による所有権

移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上4件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から4番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第51号「農地法第3条許可申請」4件は、原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 2ページをお開きください。議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、柞原町・・・合計面積366.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和29年から45年にかけて農地を造成し、隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、採決をいたします。議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番の案件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 異議もないようですので、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」1件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは3ページをお開きください。議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は7件です。

1番、津森町・・・合計面積1,124.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、津森町・・・面積2.87㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、道路拡幅整備を図るものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、山北町・・・面積290.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、垂水町・・・面積698.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場等の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

5番、飯山町川原・・・合計面積9,959.69㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、事業に必要な花崗土を採取した後、農地造成を行い、果樹を作付けする計画をしているものです。また、地権者からは農地復元に係る誓約書が提出されています。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、転用時期が令和9年10月31日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

6番、飯山町東坂元・・・合計面積6,480.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲18区画の造成整備を図るものです。申請地は第一種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6ページをお開きください。

7番、飯山町東坂元・・・3,793.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電設備7基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上7件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、1番から7番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」7件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、7ページをお開きください。議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」です。7ページから20ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて24件、筆数61筆、面積70,851.93㎡です。

詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」について、24件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

続いて、議案第55号「許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長（大西良明君） それでは、21ページをご覧ください。議案第55号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は5件です。

1番、川西町南・・・面積539.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年6月22日、特定建築条件付売買予定地住宅2棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、令和4年7月議案第42号8番で審議した隣接する21棟の申請を合わせ、計23棟とし、それに伴い工期を令和7年8月31日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

22ページをお開きください。

2番、郡家町・・・合計面積7,494.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年9月15日、分譲住宅29棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期を令和6年9月14日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

23ページをお開きください。

3番、原田町・・・合計面積5,614.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成25年7月3日、分譲住宅24棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期を令和6年6月14日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

4番、垂水町・・・面積1,217.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年3月17日、特定建築条件付売買予定地住宅5棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、令和4年7月議案第42号12番で審議した隣接する8棟の申請を合わせ、計13棟とし、それに伴い工期を令和7年8月31日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

24ページをお開きください。

5番、飯山町真時・・・合計面積976.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成25年4月30日、分譲住宅4棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期を令和6年4月30日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第55号「許可後の事業計画変更申請」について、1番から5番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

次に、報告事項に入ります。報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」を事務局から報告をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、25ページをお開きください。報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は1件です。

1番、田村町・・・合計面積587.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成27年9月21日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、26ページをお開きください。

報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は4件です。

1番、綾歌町岡田西・・・面積879.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番、飯山町西坂元・・・面積1,286.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

27ページをお開きください。

3番、飯山町西坂元・・・面積985.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農地法3条申請をするため、離作補償なく合意解約するものです。議案51号2番で説明した通りです。

4番、飯山町真時・・・面積533.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。

他にご質問等はありませんか。

●農業委員（石井廣喜君） 議案第55号についてです。変更届は構わないのですが、後の管理はどうなっているのですか。雑草がいっぱい生えています。業者に草刈りをしてもらえますか。

●事務局長（小西裕幸君） ただ今の質問にお答えいたします。工期の変更ということで、すでに転用の申請もされて、その後すぐに売れなかったなど、いろいろな事情があって工期を延ばしていると思いますので、その管理につきましては、業者とか、それから申請の手続きをした行政書士とかそういう方に連絡を取って指導しています。

●会長（松岡繁君） 今回の件に関連して、工期の変更が分譲住宅でたくさんあるのですが、売れ残りと解釈していいのでしょうか。

●事務局長（小西裕幸君） いろいろな案件があります。ただ今、会長が言われましたように、実際、10軒建てて10軒売れるという計画で出されていますが、その期限内に、全部売れなかったりして残っている場合が多いと思います。それから、ここを買いますという契約をしていたのに、転勤して、また帰ってきてから買いますとか、いろいろ事情があります。

●会長（松岡繁君） それから、5条で転用が許可になって、その後ほったらしにしているのがあると思うが、その辺は何年間ぐらい事務局が監視しているのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 基本的に申請書には何月からかかりますよという記載はあります。申請するのは急ぐから申請するということなので、基本3か月かと思っているのですけれど、1年後とかに工事等が進んでいかなかったら、報告が必要になってきます。

●会長（松岡繁君） 3年ぐらい経って、そのままなっているところがあると思うので、そういうところは転用の許可を受けただけでも、農地に戻すということもできるのですか。

●事務局長（小西裕幸君） ただいまの質問にお答えします。基本的に、その計画の目的、例えば、住宅なら住宅が建って、市が完了を確認しまして、地目が変更されると思います。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

●農業委員（谷本公紀君） 「多面的機能支払交付金」というのがあります。「田んぼダム」に土地改良区として取り組んだら、若干の補助金が出るという話でした。「田んぼダム」をするのだったら、専用の堰板があります。三角の溝がついていて、一杯になったら少しずつ排水するような堰板があるのですが、そういう堰板を行政が無料で差し上げますということです。あと受益面積の半分で取り組んだら、10アール当たり400円とか、若干の補助金が出ますという話でした。資料をもらっているのですが、興味がある方は持って帰ってください。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。ないようですので、これをもって閉会といたします。最後に事務

局から事務連絡を行います。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせします。10月20日木曜日午前9時30分から、本館2階201会議室、この会場で開催いたします。次に、現地調査についてお知らせします。農地転用等の締切日が10月5日水曜日になりますので、10月7日金曜日に現地調査を行います。関係委員には6日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。なお、先ほどもお願いしましたように、来月は定例総会後に市長、市議会議長へ意見書の提出を行います。委員の皆様には、この部屋で市長に提出する際に同席していただきますので、よろしくお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） それと、活動記録簿4月から9月分、今日出せる人は出してください。今日、まだ20日ですので、9月はまだ10日あります。10月に入りましたら、綾歌・飯山の市民センターか、本庁の事務局まで、提出してください。よろしくお願いいたします。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

（午前10時35分終了）